

令和 2 年 7 月 28 日 開 会

①

令和 2 年 7 月 茨城県議会臨時会議案

茨 城 県

令和2年7月茨城県議会臨時会議案目次

	頁
第107号議案 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	5

予 算

第 107 号議案

令和 2 年度 茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度茨城県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,947,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,322,142,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 7 月 28 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		152,883,636 ^{千円}	44,605,738 ^{千円}	197,489,374 ^{千円}
	1 国庫負担金	51,676,313	7,491	51,683,804
	2 国庫補助金	98,297,688	44,598,247	142,895,935
12 繰入金		40,472,422	7,491	40,479,913
	2 基金繰入金	33,364,163	7,491	33,371,654
14 諸収入		174,224,129	1,334,112	175,558,241
	4 貸付金元利収入	154,324,963	1,334,000	155,658,963
	8 雑収入	4,690,779	112	4,690,891
歳入合計		1,276,195,434	45,947,341	1,322,142,775

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		36,552,111 ^{千円}	91,300 ^{千円}	36,643,411 ^{千円}
	1 総務管理費	21,534,460	91,300	21,625,760
3 企画開発費		17,554,591	43,150	17,597,741
	1 企画費	12,764,174	43,150	12,807,324
5 保健福祉費		231,234,850	40,515,294	271,750,144
	1 厚生総務費	119,505,752	18,226,535	137,732,287
	6 医薬費	10,282,467	13,954,402	24,236,869
	8 公衆衛生費	17,514,330	8,334,357	25,848,687
6 労働費		2,603,800	14,982	2,618,782
	2 職業能力開発費	1,779,775	14,982	1,794,757
8 商工費		173,709,753	5,282,615	178,992,368
	1 産業政策費	144,614,907	1,482,615	146,097,522
	3 中小企業費	2,760,957	3,400,000	6,160,957
	4 観光物産費	2,310,977	400,000	2,710,977
歳出合計		1,276,195,434	45,947,341	1,322,142,775

第2表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援 融資損失補償	変更前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	20,000千円
	変更後	同 上	同 上	96,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	1,889,569千円
	変更後	同 上	同 上	2,154,804千円

報

告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和2年7月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別 記

和解について

県立水戸農業高等学校で発生した事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 那珂市 個人
- (2) 那珂市 個人

2 和解の内容

- (1) 令和元年8月13日（火）午後9時8分頃、那珂市東木倉983県立水戸農業高等学校で発生した事故
- (2) 事故の概要

県立水戸農業高等学校の飼育家畜が、同校の放牧場から逃げ出し、上記日時及び場所において、相手方の軽乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 706,300円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年7月3日

茨城県知事 大井川 和彦